

第4期岩手中部圏域 障がい福祉計画

～目 次～

1	障がい者福祉の課題	P.1
2	障がい者福祉をめぐる最近の主な動向	P.1
3	今後の方向性	P.1
4	計画の期間	P.3
5	地域移行と一般就労移行の数値目標	P.4
6	各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援事業所等の種類ごとの必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策	P.5
7	市町村地域生活支援事業に関する事項（主な事業）	P.11
8	（参考）岩手中部圏域障がい者数	P.12

1 障がい者福祉の課題

- 障がい者の多様なニーズに対応するため、相談支援に携わる人材の育成や、様々な分野・職種の関係者が連携して支援できるようにすることが大切です。
- どの地域でも質の高い療育を受けられる体制の充実が大切です。
- 自立に向けた一層の就労の場の拡充や、障がい者就労支援事業所の工賃水準の向上が大切です。
- 必要な支援を提供するための各種障がい福祉サービスの拡充が大切です。

2 障がい者福祉をめぐる最近の主な動向

- 障害者権利条約の採択
障がい者を権利の主体として人権や基本的自由に関する条約の採択
2014年1月20日付けで国際連合事務局が承認
- 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（平成22年12月14日岩手県条例第59号）の制定
目的：障がい者に対する県民理解を促進し、障がい者の不利益な取扱いを解消すること
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）（障害者総合支援法）の施行
目的：地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるもの

3 今後の方向性

ア 基本理念等

- 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」といいます。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めること。
- 地域間格差の解消等
サービス基盤の計画的な整備を推進することにより、サービスの地域間格差や障がい種別による格差の解消を図ること。
また、発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者等についても法に基づく給付の対象となるものであり、その周知を図ること。
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいいます。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりやNPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいいます。）の提供など、地域の社会資源を最大限活用してサービス提供体制の整備を進めるために、関係者が協議する場を設置すること。

イ 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、アの基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

- 県内どこでも必要な訪問系サービスを確保
訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいいます。以下同じ。）の充実を図り、県内どこでも必要な訪問系サービスを保障すること。
- 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障
希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいいます。）を保障すること。
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点事業等の整備
地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいいます。）の充実を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援等の利用促進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。
さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

※ 「地域生活支援拠点等」とは、地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談、グループホームへの体験入居等の機会の提供、ショートステイなど緊急時の受入対応体制の確保、人材の養成等による専門性の確保などの諸機能を地域で集約し、グループホームや障がい者支援施設に付加した拠点等とされています。

- 福祉施設から一般就労への移行等を推進
就労移行支援事業所等の充実により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

ウ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 相談支援の提供体制の充実
障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これからのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。
このため、相談支援を行う人材の育成支援を行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの市町村への設置を促進します。
また、平成 27 年度からは、障がい福祉サービスの利用に当たって、サービス等利用計画の策定が必須となることから、利用者数の増加に応じた計画策定体制の強化が図られるよう、市町村を支援します。
- 地域移行支援及び地域定着支援の拡充
障がい者が自ら希望する地域で安心して暮らしていけるようにするため、入所等している障がい者の地域生活移行への希望等を勘案したうえで、市町村が計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制を確保できるよう支援します。
また、入所等から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、市町村が地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図れるよう支援します。

○ 自立支援協議会を中核とする関係機関の連携の推進

障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」といいます。）により構成される自立支援協議会等において、関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組んでいきます。

また、発達障がい者又は発達障がい児（以下「発達障がい者等」といいます。）や、難病の患者等への支援体制の構築のため、発達障がい者支援センターや難病相談・支援センター等の専門機関と連携しながら、発達障がい者等や難病等への支援体制の整備について関係者と協議しながら検討を行っていきます。

エ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、特別支援教育等の教育施設、保育等の子ども・子育て支援施策等の関連分野との連携に留意するとともに、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービスに係る関係機関とも連携を図りながら、支援体制の整備を推進していきます。

4 計画の期間

計画期間は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間とします。

5 地域移行と一般就労移行の数値目標

※各数値は、管内第4期市町村障がい福祉計画に係る目標数値等です。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成25年度末現在の施設入所者数(A)	331人	圏域内からの施設利用者のうち、平成25年度末時点における入所施設の利用人員
平成29年度末の施設入所者数(B)	317人	平成29年度末時点における入所施設の利用人員
【目標値】削減見込み(A)－(B)	14人	平成25年度末時点の施設入所者数から平成29年度末時点の施設入所者の削減見込み数
【目標値】地域生活移行者数	30人	平成29年度までに地域移行する者の数

2) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	備考
平成24年度の一般就労移行者数	20人	圏域内からの福祉施設利用者のうち、平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	39人	圏域内からの福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を利用し、平成29年度において福祉施設を退所して一般就労する者の数
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	15人	平成25年度末時点における就労移行支援事業の利用者の数
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業利用者数	36人	平成29年度末時点における就労移行支援事業の利用者の数

-3-

項目	数値	備考
【目標値】平成29年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の全体に占める割合	100%	平成29年度末における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の全体に占める割合 (※「就労移行率」:ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合)

(3) 地域生活支援拠点等

【目標値】 平成29年度末 (箇所)
4

(内訳)

市町村単独 (箇所)	圏域 (箇所)
4	—

-4-

6 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援事業等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※各数値は、管内第4期市町村障がい福祉計画に係る目標数値及びサービス見込み量です。

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数		215	218
時間分			4,571	4,625	4,688
事業の実施に関する考え方	地域で生活する障がい者に、障がいの特性に応じた質の高いサービスを提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

(2) 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数		496	510
人日分			9,672	9,952	10,237
事業の実施に関する考え方	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、質の高い介護と日中活動の場を提供するため、関係機関や事業者と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

(3) 自立訓練（機能訓練）

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数		2	2
人日分			43	43	43
事業の実施に関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校等の卒業者等へ、地域生活ができるよう身体機能の維持や回復のための支援を行います。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

(4) 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 （月間量）	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	44	45	46
		人日分	1,487	1,407	1,527
事業の実施に 関する考え方	入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校等の卒業者等へ、地域生活ができるよう身体機能の維持や回復のための支援を行います。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

(5) 就労移行支援

サービス見込量 （月間量）	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	23	29	36
		人日分	462	584	726
事業の実施に 関する考え方	一般企業への就労を希望する障がい者に、適正にあった職場探しや就労後の職場定着の支援を行います。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

(6) 就労継続支援（A型）

サービス見込量 （月間量）	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	88	96	103
		人日分	1,773	1,926	2,060
事業の実施に 関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がい者に、受入れ企業の開拓等、一般就労に向けた支援を行います。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

(7) 就労継続支援（B型）

サービス見込量 （月間量）	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	595	614	635
		人日分	11,216	11,589	11,976
事業の実施に 関する考え方	一般企業等での就労が困難な障がい者に、就労体験企業の開拓、生産活動の機会などの提供など、様々な就労に向けた支援を行います。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

(8) 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	46	46	46
		人 分	46	46	46
事業の実施に 関する考え方	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関において、質の高い機能訓練や日常生活の支援を行うため、関係機関や事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。				
見込量確保の ための方策	療養介護事業を実施する意向の事業者の把握に努めるとともに、医療機関等、関係事業所と連携を図り、サービス提供量の確保に努めます。				

(9) ①短期入所（福祉型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	47	54	60
		人日分	455	521	587
事業の実施に 関する考え方	地域で生活する障がい者に対し、介護する人が病気等の場合に、身近なところでサービスを受けられるよう支援します。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

②短期入所（医療型）

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	3	4	5
		人日分	33	44	55
事業の実施に 関する考え方	医療と常時介護が必要な生活する障がい者に対し、介護する人が病気等の場合に、必要なサービスが受けられるよう支援します。				
見込量確保の ための方策	医療機関等、関係事業所と連携を図り、サービスの確保に努めるとともに、事業者等へ必要な情報提供を行います。				

(10) 共同生活援助

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	251	268	286
		人 分	251	268	286
事業の実施に 関する考え方	地域において自立した日常生活を営む上で必要な援助を行い、安定した地域生活の維持に向けて相談支援の充実を図ります。 また、関係機関や事業者と連携して、世話人等の援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

(11) 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数	325	321	317
		人 分	325	321	317
事業の実施に関する考え方	施設に入所する障がい者に対して、質の高い介護等の支援を行うため、関係機関や事業所と連携して援助技術向上のための研修を開催し、サービスの向上を図ります。				
見込量確保のための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、利用者のニーズや状況に適した居住の場の確保に努めます。				

(12) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数	286	294	300
		人 分	286	294	300
事業の実施に関する考え方	サービスの利用を希望する障がい者に対し、心身の状況や解決すべき課題等について総合的なアセスメントを行い、適切なサービスの利用に向けたサービス等利用計画が作成できるよう支援します。				
見込量確保のための方策	相談支援専門員の育成、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、市町や相談支援事業者と連携して相談支援体制を構築します。				

(13) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数	3	4	7
		人 分	3	4	7
事業の実施に関する考え方	障害者支援施設又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保や地域生活に移行するために関する相談等を行います。				
見込量確保のための方策	相談支援専門員の育成、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、市町や相談支援事業者と連携して相談支援体制を構築します。				

(14) 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見込量	利用者数	3	4	7
		人 分	3	4	7
事業の実施に関する考え方	居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。				
見込量確保のための方策	相談支援専門員の育成、新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、市町や相談支援事業者と連携して相談支援体制を構築します。				

(15) 児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	113	116	119
		人日分	824	853	875
事業の実施に 関する考え方	就学前の障がい児が、必要に応じた日常生活における基本的な動作、知識技能の付与、集団生活への適応などの訓練が受けられるよう支援します。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

(16) 放課後等デイサービス

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	179	184	191
		人日分	2,433	2,681	2,779
事業の実施に 関する考え方	就学している障がい児が、必要に応じた生活能力向上の訓練や、社会との交流の促進等の訓練が受けられるように、サービスの充実を図ります。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

(17) 保育所等訪問支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	12	12	12
		人日分	12	12	12
事業の実施に 関する考え方	保育所等に通う障がい児が集団生活に適用するための専門的な支援が受けられるように、普及啓発を図ります。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

(18) 医療型児童発達支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	0	0	0
		人日分	0	0	0
事業の実施に 関する考え方					
見込量確保の ための方策					

(19) 福祉型児童入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	11	11	11
		人日分	11	11	11
事業の実施に 関する考え方	施設に入所する障がい児に対して、質の高い介護等の支援を行うため、関係機関や事業者と連携して援助技術及びサービスの向上を図ります。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

(20) 医療型児童入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	7	7	6
		人日分	7	7	6
事業の実施に 関する考え方	医療施設に入所する障がい児が、必要な日常生活の指導、知識技能の付与並びに治療等が受けられるように支援します。				
見込量確保の ための方策	医療機関等、関係事業所と連携を図りサービスの確保に努めるとともに、事業者等へ必要な情報提供を行います。				

(21) 障害児相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		27年度	28年度	29年度
	見 込 量	利用者数	69	72	76
		人日分	69	72	76
事業の実施に 関する考え方	サービスの利用を希望する障がい児に対し、心身の状況や解決すべき課題等について総合的なアセスメントを行い、適切なサービスの利用に向けたサービス等利用計画が作成できるよう支援します。				
見込量確保の ための方策	新規に事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、NPO 法人等多様なサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でサービスを利用できるよう、サービス供給量の確保に努めます。				

7 市町村地域生活支援事業に関する事項（主な事業）

事業名	単位	27年度	28年度	29年度	備考
1 理解促進・研修啓発事業		2	2	2	実施市町村数
2 自発的活動支援事業		2	2	2	実施市町村数
3 相談支援事業					
(1) 障害者相談支援事業		1	2	2	実施市町村数
基幹相談支援センター	か所	1	2	2	設置数
(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業		2	2	2	実施市町村数
(3) 住宅入居等支援事業		2	2	2	実施市町村数
4 成年後見制度利用支援事業	人	5	5	5	実利用見込者数
5 成年後見制度法人後見支援事業		1	2	2	実施市町村数
6 意思疎通支援事業					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	314	324	324	実利用見込件数
(2) 手話通訳者設置事業	人	2	2	2	実設置見込者数
7 日常生活用具給付等事業					
(1) 介護・訓練支援用具	件	20	20	20	給付等見込件数
(2) 自立生活支援用具	件	56	56	56	給付等見込件数
(3) 在宅療養等支援用具	件	73	73	73	給付等見込件数
(4) 情報・意思疎通支援用具	件	56	56	56	給付等見込件数
(5) 排泄管理支援用具	件	6,228	6,738	7,326	給付等見込件数
(6) 居宅生活動作補助用具〔住宅改修費〕	件	19	19	19	給付等見込件数
8 手話奉仕員養成研修事業	人	30	30	30	講習終了見込者数
9 移動支援事業	人	54	55	55	実利用見込者数
	時間	2,277	2,377	2,487	延べ利用見込時間数
10 地域活動支援センター					
(1) 自市町村分	か所	4	4	4	箇所数
	人	208	213	218	実利用見込者数
(2) 他市町村分	か所	16	16	16	箇所数
	人	26	26	26	実利用見込者数
11 障害児等療育支援事業（盛岡市のみ）	か所				箇所数
12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（盛岡市のみ）					
(1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人				講習修了見込者数
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人				講習修了見込者数
13 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（盛岡市のみ）					
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件				実利用見込件数
(2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件				実利用見込件数

(参考)

岩手中部圏域障がい者数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

表 1 【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5 歳	6～14 歳	15～17 歳	18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳～
1	3,112	20	49	19	10	38	67	118	260	223	2,308
2	1,479	5	9	3	3	22	26	55	138	119	1,099
3	1,564	1	15	5	2	19	35	75	131	120	1,161
4	2,290	1	9	2	2	21	41	79	190	179	1,766
5	755	0	3	5	2	10	18	25	67	53	572
6	730	1	3	3	1	6	8	32	54	47	575
計	9,930	28	88	37	20	116	195	384	840	741	7,481

※身体障害者手帳交付等管理システムより

表 2 【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

級	総数	0～17 歳	18～64 歳	65 歳～
A	669	125	453	91
B	1,182	198	880	104
計	1,851	323	1,333	195

※療育手帳交付等管理システムより

表 3 【精神障がい者の受療状況】

区分	計
入院患者数	518
通院患者数	2,597
合計	3,115

※H25 精神保健福祉業務実績報より

表 4 【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

級	計
1	394
2	574
3	201
計	1,169

※H25 衛生行政報告例より